令和７年７月

保育施設における医療的ケア開始に向けた手続きの流れ

	主治医	保育施設	保護者	区役所	幼保事業課	（　説明　）	参考
フロー① 保護者から区役所への保育利用相談			保護者	相談 【手続き説明】(様式1･2)と支給認定申請書等を渡し、記載を依頼 区役所	保護者からの相談情報の共有【連絡】 幼保事業課	・保護者から保育利用相談に基き区役所より手続きの流れについて説明。【医療的ｹｱに関する主治医の意見書（様式1）】【医療的ｹｱ依頼書（様式2）】と支給認定申請書等を渡す ・区役所は相談があったことを幼保事業課に連絡する	随時
フロー② 主治医による意見書作成	主治医 意見書(様式1)作成依頼 作成された意見書(様式1)		保護者			・保護者は主治医に（様式1）の作成を依頼。作成された（様式１）は保護者が受け取る ・（様式2）と支給認定申請書は保護者が記載	
フロー③ 保護者が区役所に保育利用申込み			保護者 支給認定申請書と(様式1･2)を提出 (様式15)に沿って聞き取り	区役所		・（様式1・2）と支給認定申請書を合わせて区役所で保育利用申込みをする ・区役所は【医療的ｹｱ内容の確認（様式15）】に沿って必要なｹｱの聞き取りをする ※締切り：11月中旬（4月入所の1次申込み）	10月
フロー④ 関係者間で申込情報の共有		保育施設 (様式1･2･15)と支給認定申請書等の写しを渡す		区役所 (様式1･2･15)と支給認定申請書等の写しを渡す	幼保事業課	・区役所は（様式1・2・15）と、支給認定申請書等の情報の写しをとり、保育施設と幼保事業課に渡し、情報を共有する	
フロー⑤ 利用調整状況の連絡		保育施設 利用調整状況の連絡		区役所 利用調整状況の連絡	幼保事業課	・区役所は利用調整の状況を、保育施設と幼保事業課に連絡する	申込み受付終了後～
フロー⑥ 面談日の調整		保育施設	保護者 連絡、面談の日程調整 連絡、面談日程調整		幼保事業課	・幼保事業課は保育施設と保護者へ連絡し、初回面談日の調整をする	
フロー⑦ 保育施設での面談〈面談1回目〉	施設の受入れ状況及び利用調整の状況によっては、初回面談等に至らない場合があります。	保育施設	保護者 【保護者面談】　※自宅での様子、ｹｱの詳細等の確認 【医療的ｹｱについての確認事項(様式17－1)】で、医療的ケア実施時の注意事項にいて説明		幼保事業課	・保護者は入所（園）を希望する保育施設で施設長、担当看護師から面接を受ける（1回目） ・幼保事業課も同席し状況を確認する ・保護者に【医療的ｹｱについての確認事項（様式17－①）】で、医療的ケア実施時の注意事項にいて説明する	
フロー⑧ (受入れについての)医療的ケア委員会の開催		必要に応じて参加依頼 嘱託医 保育施設	【医療的ｹｱ委員会の開催】 結果報告	区役所	幼保事業課	・面談の内容を受け、施設長は（受入れについての）医療的委員会を開催し、受入れの可否を決定する ・委員会には幼保事業課も参加する ・施設長は結果を区役所に報告する ※受入れ可能と決定した場合は、施設長は【医療的ケア内諾書（様式3）】を作成し、区役所へ提出	
フロー⑨ 保護者へ利用調整結果の通知		保育施設 ※(様式3)作成、提出	保護者 利用調整結果と※(様式3)の送付	区役所 **※入所できない場合、施設から区役所への(様式3)の提出は不要です また、区役所から保護者に(様式3)は届きません**		・区役所から内定の連絡を受けた保育施設は【医療的ｹｱ内諾書（様式3）】を作成し、区役所に提出する。 ・区役所は利用調整結果とともに（様式3）を保護者に送付する。 ・受入れ不可の場合は、区役所は利用調整結果（保留）を保護者へ送付する。	2月
フロー⑩ 保育施設での面談〈面談2回目〉		保育施設 【保護者面談】　※状況確認、支援体制の検討、今後の流	保護者		幼保事業課 同席し、補足説明	・保育施設は、保護者と受入れに向けた面談を行い、支援体制の検討をする（2回目） ・面談では保護者に今後の流れ（指示書作成、同行受診）について説明する ・幼保事業課も同席し、補足説明を行う	
フロー⑪ 〈同行受診〉主治医から担当看護師への個別指導と「医療的ケア実施手順書(案)」「緊急時対応フロー(案)」の検討	主治医 医療的ケアの個別指導依頼と日程調整 担当看護師に、ｹｱ内容の指導 (様式4)の作成依頼	保育施設	保護者 同席し、状況確認		幼保事業課	・保護者は主治医に担当看護師への手技指導と指示書の作成を依頼し、担当看護師同行受診の日程調整をする ・担当看護師は、【医療的ｹｱに関する指示書兼　個別指導修了書（様式4）】の必要事項（項目1と3）を入力し同行受診時に持参する。また、「医療的ｹｱ実施手順書(案)」「緊急時対応ﾌﾛｰ(案)」を作成のうえ持参し、主治医と保護者に内容を確認する ・担当看護師は主治医から手技指導を受け、（様式4）の作成を依頼する	3月
フロー⑫ 指示書(様式4)の保育施設への提出	主治医 作成した(様式4)を渡す	保育施設 主治医から受け取った(様式4)	保護者			・作成された（様式4）は保護者が預かり、保育施設へ提出する ・保育施設は（様式4）に従い【医療的ｹｱ計画（様式9）】「実施手順」「緊急対応ﾌﾛｰ」を作成する ・担当看護師は医療的ケアに係る内容について保育施設内職員に研修を行う	
フロー⑬ 保護者への【医療的ｹｱ実施決定通知書(様式5)】【医療的ｹｱ計画（様式9）】と【確認事項（様式17）】の説明〈面談3回目〉		保育施設 【保護者面談】重要事項･医療的ｹｱ計画･実施手順･緊急対応ﾌﾛｰの説明及び(様式5)を渡す	保護者 同席し、助言･指導･補足説明		幼保事業課	・保育施設は保護者と面談（3回目）を行い、（様式4）に従い作成した【医療的ｹｱ実施決定通知書（様式5）】【医療的ｹｱ計画（様式9）】「実施手順」「緊急対応ﾌﾛｰ」及び【医療的ｹｱを実施するにあたっての確認事項（様式17－②）】を説明する	入所（園）式当日
フロー⑭ 保護者による【承諾書(様式6)】の作成		保育施設 (様式6)を提出	保護者			・保護者は（様式5）の説明を受け、承諾できたら【承諾書（様式6）】を保育施設に提出する	